

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事が作成した「県税の賦課徴収関係事務全項目評価書（案）」（以下「本件評価書」という。）については、特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づき、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）が適切に行われているものと認められる。

2 本件評価書の審査内容

当審議会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性（実施手続等に適合した評価を実施しているか）及び妥当性（評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか）について、次のとおり審査を行った。

(1) 本件評価書の事務の概要

事務の名称	県税の賦課徴収関係事務
事務の内容	地方税法の規定により、県税（県民税、事業税、自動車税等の直接税及び軽油引取税等の間接税）の賦課徴収を行うもの
特定個人情報ファイルの名称	税務システムデータベースファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う理由	県税の賦課徴収関係事務の効率化を図るため、納税義務者本人からの申告書の提出又は他の行政機関等との税関連情報の授受等により、特定個人情報を取り扱うもの

(2) 適合性について

ア しきい値判断について

事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が100万人以上1,000万人未満であるため、30万人以上の場合に必要な全項目評価となっている。

イ 実施主体について

事務の実施主体である福岡県知事が評価を実施している。

ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の内容を全て公表することとしている。

エ 実施時期について

平成27年6月以降のプログラミング開始を予定しており、適切な時期に評価を実施している。

オ 県民等からの意見聴取について

平成26年12月25日から平成27年1月23日までの間、県民等からの意見聴取を実施した結果、評価書に対する意見は無かった。

カ 本件評価書の記載内容について

評価書様式で求められる事項について、事務の実態を具体的に分かりやすく記載している。

(3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載している。その主な内容は、次のとおりである。

ア 特定個人情報の入手について

特定個人情報を本人又は代理人から入手する際に、誤って対象者以外の情報を入手することがないように、本人確認のための措置を講じるとともに、不必要な情報の入手防止のため、あらかじめ申告書等の様式を定める等の対策を講じることとしている。

イ 特定個人情報の使用について

必要最小限の職員に限定してシステムの管理者権限を与え、アクセス権限を適切に管理することとしている。また、特定個人情報ファイルの使用状況を記録し、7年間保管することとしている。

ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

特定個人情報ファイルの取扱いの委託に当たっては、前記イの対策に加え、委託契約書に個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「個人情報取扱事務特記事項」を明記するとともに、委託先に対する指導・監督に努めることとしている。

エ 特定個人情報の提供について

特定個人情報の提供に当たっては、法令に定められた事項を記録し、7年間保管することとするなどの対策を講じることとしている。

オ 特定個人情報の保管・消去について

特定個人情報の漏えい、滅失、毀損等のリスクに対し、生体認証による入退場制限等の物理的対策及び不正アクセス対策等の技術的対策を講じることとしている。

また、特定個人情報の保管に当たっては、定期的に情報更新を行うとともに、保管期間を経過した特定個人情報は、復元、判読等が不可能となる方法を用いて消去することとしている。

したがって、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

3 付言

県税の賦課徴収関係事務においては、重要度の高い個人情報を取り扱うものであることから、本件評価書に記載されたリスク対策を確実に実行することはもちろん、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底すること。

以上、答申する。

平成27年3月17日

福岡県個人情報保護審議会第二部会

委員 岡本 博志（部会長）

石坂 裕毅

櫻井 幸一

溝田 明美

森 咲子